

概要版

あきる野市

子ども・子育て支援総合計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
あきる野市

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

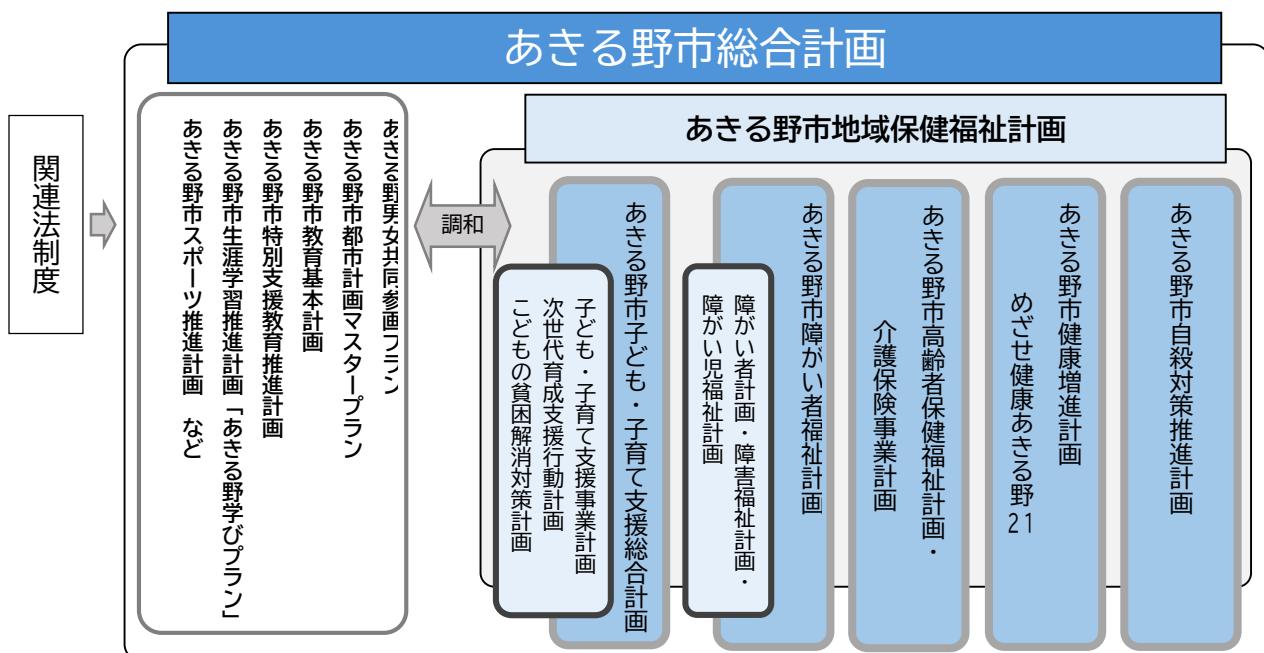
このような状況下において、子育てに負担や不安、孤立を感じる保護者の増加や児童虐待の深刻化、多様化する保育ニーズへの対応など、子どもや子育てをめぐる環境については様々な課題が表出しています。

こうした中、本市では近年の社会潮流や本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況を踏まえつつ、これまでの取組の進捗状況を確認・検証し、あきる野市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層推進します。

2 計画の性格、位置付け

第3期計画は、あきる野市における子ども・子育てに関する総合計画として、第2期計画策定以降の国の動向や社会潮流を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を合わせた計画とし、「あきる野市子ども・子育て会議」において、委員の意見を聴取して策定しています。

また、「あきる野市総合計画」や「あきる野市地域保健福祉計画」の子ども・子育て支援の部門計画として、「あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）」や「あきる野市教育基本計画」など、子ども・子育てに関連のある計画と調和を持たせ策定しています。



3 計画の期間

第3期計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、毎年度、第3期計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて改善していきます。

第2章 あきる野市の子ども・子育てをめぐる状況

1 人口の状況

- 総人口は、平成31年度から令和6年度にかけて減少が続いている、令和6年度では79,448人となりました。また、年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）はやや増加傾向となっていますが、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっており、特に年少人口（0～14歳）の減少数が顕著となっています。
- 本市の総世帯数については増加傾向が続いている一方、6歳未満の子どもがいる世帯と18歳未満の子どもがいる世帯はともに減少しています。平成22年と令和2年を比較すると、総世帯数は2,550世帯増加、6歳未満の子どもがいる世帯は885世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は1,218世帯減少しています。
- 出生数をみると、年によって増減はあるものの、平成29年から令和4年にかけて減少傾向にあり、令和4年では400人を切り376人となりました。また、合計特殊出生率は都と同様に減少傾向にあります。

2 女性の就労状況など

- 女性の労働率〔15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合〕の推移は、平成22年や平成27年と比較すると、ほぼ全ての年齢において労働率の上昇がみられ30歳代では60%台、40歳代から50歳代では、70%台となっています。
- 平成27年と令和2年の共働き世帯の割合について、最年少の子どもの年齢別にみると、11歳を除く全ての年齢において就業率の上昇がみられます。なかでも、2歳・4歳・8歳の就業率上昇が顕著となっています。
- 就学前児童の母親の就労状況については、雇用形態を問わず「就労している」と回答した割合が平成30年度調査より9.5%増加していることから、子どもが幼い頃から就労している母親が増えています。

3 保育所等の利用状況

- 保育サービスの利用者数について推移をみると、保育所等の入所者は平成31年から令和2年に若干増加しましたが、それ以降は減少傾向となっています。幼稚園等の入園者は平成31年以降、減少傾向となっています。
- 保育所等への入所率は、0～2歳と3～5歳はともに増加傾向となっており、0～2歳の保育所等入所率は5割以上、3～5歳の保育所等入所率は6割以上の水準で推移しています。
- 保育所等待機児童数については、令和5年4月に一旦増加しましたが、減少傾向となっています。また、年齢別にみると、4月1日時点では1歳児の待機児童が多くなっています。
- 学童クラブについては、令和4年度に施設を拡充したことにより、学童クラブの待機児童を一部解消しました。
学童クラブの延べ利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向にあります。

第3章 計画の基本的な考え方

—基本理念—

未来を担う子どもたちが 希望に満ちあふれ健やかに育つまち
社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野

～基本的な考え方～

1. 全ての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育や福祉を

受けることができる環境を整えます

全ての子どもには適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利があります。そのため、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準となるように配慮し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

また、子育て中の保護者をサポートしていくことが重要であることはもちろんのこと、子育て支援で最も重要なことは子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることです。子どもの視点を大切にしながら、子どもが安心して幸福な生活を送り、健やかに成長できるよう、それぞれの子どもの状況に応じた環境を整えます。

2. 全ての保護者が子育てを楽しみながら、成長できる環境を整えます

全ての保護者が子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じながら日々生活できるよう、それぞれの状況を踏まえ、誰一人取り残すことなく全ての子育て家庭を支援する視点を持ちながら、保護者が不安や孤立を感じることなく、親が子どもとともに成長していくことのできる環境を整えます。

3. 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、

安心して子どもを産み育てられる環境を整えます

子どもは次代の社会の担い手であり、養育の全てを保護者に委ねるだけではなく、地域全体で子どもの成長を支えていくことが重要です。地域の中で子どもを見守り、支え合うことで、保護者の負担を軽減するとともに、子どもが地域の人とつながりながら成長できるように、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを促進します。

また、地域で子育てを支援する人材の育成や、児童虐待の防止を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

基本目標

基本目標 1 子どもが健やかに成長できるまち

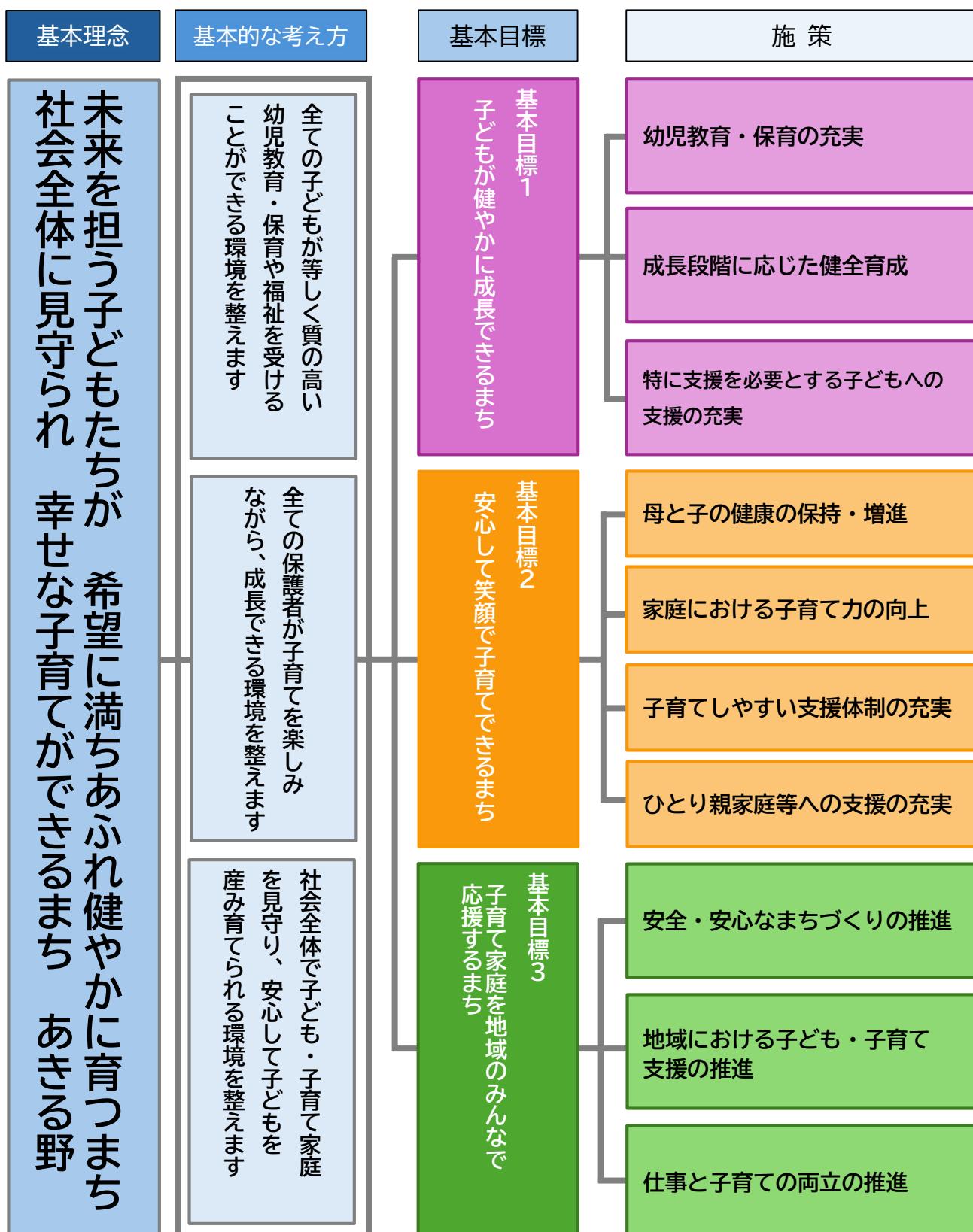
基本目標 2 安心して笑顔で子育てできるまち

基本目標 3 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち

第4章 あきる野市子育て支援施策の展開

1 計画の全体像

「基本理念」や「基本的な考え方」を踏まえ、あきる野市に暮らす全ての子どもへの支援、全ての保護者への支援、社会全体での子ども・子育て家庭への支援を推進するため、3つの基本目標と10の施策により計画を推進していきます。





現状・課題

- ・共働き世帯が増加していることから、引き続き、幼児教育・保育事業の充実について検討する必要があります。
- ・乳幼児の教育・保育事業に携わる人材を確保・育成することで、子どもたちが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、環境を整える必要があります。
- ・子どもの居場所となる、放課後を安全・安心に過ごすことができる場所の提供など、子どもの声を聴きながらより良い居場所づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、多様な価値観や考え方を理解、尊重し、全ての子どもに支援が行き届き、誰一人取り残さない支援体制の整備が必要です。
- ・障がい児や心身の発達に遅れがある児童及び家庭に対し、個々の状況に応じた教育・保育等での関わりを通じ、切れ目のない支援を行う必要があります。
- ・在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもなど、より一層、国際化が進んでいることから、外国につながる子どもや家庭等への支援が必要です。

方向性

それぞれの子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえながら、幼児教育・保育事業が十分に提供できる環境整備に取り組むとともに、教育・保育に携わる人材の育成や確保について、質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、専門性を向上させる取組を推進します。

また、放課後等の安全・安心な居場所を確保するための取組や市が持つ豊かな自然環境を活用した取組により、成長段階に応じた健全な育成支援を推進します。

さらに、多様性が尊重されるとともに、障害や発達の遅れなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実を図りながら、全ての子どもの健やかな成長を支える取組を推進します。

具体的な取組

— 施策 —

①幼児教育・保育の充実

- 幼児教育・保育の質の向上

— 事業 —

- 乳児通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

②成長段階に応じた健全育成

- 保・幼・小の連携・接続
- 放課後の活動支援

●児童館事業

●教育相談事業

③特に支援を必要とする 子どもへの支援の充実

- 障がい児への手当等の支給
- 障がい児保育事業
- 特別支援教育
- 子ども食堂推進事業
- 外国につながる子どもへの支援

- 障がい児療育体制の充実
- 障がい児通所支援サービス
- 障害者虐待防止センター
- 子どもの学習・生活支援事業





現状・課題

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築が必要です。
- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立を感じる保護者への相談の場の充実が必要です。
- ・アンケート調査では、子育てをする上で、相談できる人や場所が「いない/ない」と回答している人がそれぞれ一定数いることから、一人ひとりのニーズに応じた支援が受けられるようにする必要があります。
- ・支援が必要な家庭が抱えている様々な課題や個別ニーズに対応するため、きめ細かな支援が必要です。
- ・保護者への養育支援が特に必要である等、支援や保護を要する児童・世帯を包括的に支援するため、訪問による生活の支援や、親子関係の構築に向けた支援等の充実を図る必要があります。
- ・アンケート調査等から、子育て家庭に向けた積極的な情報発信が求められていることから、分かりやすい子育て関連情報の提供が必要です。

方向性

子どもを安心して産み育てられることができるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の健康診査等の適切な実施や充実を図り、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援の取組を図ります。

また、家庭における子育てについて、保護者が孤立や負担を感じることなく、安心感や充実感が得られるよう、気軽に相談ができる体制を充実していくとともに、積極的な子育て関連情報の提供に努めます。

さらに、子育て中の親子が気軽に交流を図れる場や産後家事・育児支援による育児負担の軽減のほか、子育てと就労の両立や子どもの医療費助成など、子育てしやすい支援体制の充実を図ります。

加えて、ひとり親家庭等を含め支援が必要な家庭に対して、生活の安定と自立の促進が図られるよう、相談窓口や就労支援等の充実を図ります。

具体的な取組

— 施策 —

①母と子の健康の保持・増進

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦健康診査
- 乳幼児健康診査
- 子育て教室
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 育児相談・一般相談
- 伴走型相談支援事業【新規】
- こども家庭センターワーク【新規】
- バースデーサポート事業【新規】
- 初回産科受診料助成金【新規】

②家庭における子育て力の向上

- こども家庭センター
- 利用者支援事業
- 障がい者基幹相談支援センター
- 子育て関連情報の提供
- 子育て支援講座（家庭教育学級等）
- 子育てに関する意識についての啓発活動の推進

③子育てしやすい 支援体制の充実

- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 時間外保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 児童手当の支給
- 医療費の助成
- 入院助産費の支給
- 幼児教育に対する支援
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 就学援助費の支給
- 多胎児家庭支援事業【新規】
- 産後家事・育児支援事業【新規】

④ひとり親家庭等への 支援の充実

- 母子・父子相談
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 児童育成手当・児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭等医療費助成
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 東京都母子及び父子福祉資金
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業



現状・課題

- ・アンケート調査では、充実して欲しい子育て支援サービスとして、「親子が安心して集まれる公園などの屋外施設の整備」の回答率が高くなっています。安全に安心して利用することができる子育て空間の充実が必要です。
- ・小学生を対象としたアンケート調査では、家や学校以外で楽しく過ごせる場所について、「学童クラブや児童館」「図書館や公民館などの施設」「地域の人がやっている食事や勉強の場所（子ども食堂）」等の回答は低く、子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所の周知や整備が必要です。
- ・子育てに関する負担や不安、孤立を感じる保護者が多いことから、地域ぐるみで子育てできる環境を推進し、地域全体で子どもを見守り、ともに育てる意識の醸成が必要です。
- ・妊婦や子ども連れを含む全ての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進が引き続き必要です。
- ・要保護児童を早期発見し対応することや、地域での見守りを強化することで児童虐待の発生を予防する必要があります。
- ・全ての人が仕事、家庭、地域生活等の様々な活動を、自ら希望するバランスで行えるよう男女問わず力を発揮し、ともに働く環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

方向性

全ての子どもや保護者が、市が持つ豊かな自然環境や地域社会の中で、安全に安心して暮らしながら成長することができるよう、関係部署や機関が連携を図りながら、地域の見守りや必要に応じた取組により、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

また、子育て支援等を担う人材を育成するとともに、地域の方々の活動をサポートする取組により、子どもや保護者、地域の方々の交流の促進を図ります。

さらに、児童虐待の防止を図るため、要支援家庭の早期発見及び支援に努め、関係機関等との情報共有の推進を図るとともに、市が地域の支援を必要とする子どもたちの情報を得られるように、市民への周知・啓発に努めます。

加えて、子育てと仕事の両立支援のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るほか、子育てを地域全体で支える環境づくりを進めます。

具体的な取組

— 施策 —

①安全・安心なまちづくりの推進

- 子どもの安全の確保
- 赤ちゃんとふらっと事業の推進
- 安全・安心に利用できる子育て空間の充実
- 公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業
- 子どもの危機管理体制の充実
- 子育て世帯の住生活を支援する取組の推進
- 小・中学校の施設整備事業

②地域における子ども・子育て支援の推進

- 保育所等の開放
- 地域子ども育成リーダー事業
- 児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）
- 子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー派遣）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て支援を担う地域人材の確保
- ヤングケアラー支援【新規】

③仕事と子育ての両立の推進

- ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業
- 子育て中の親の再就職支援の充実
- 育児休業制度等の普及啓発
- 男女共同参画の意識啓発

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育の提供区域及び量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と確保時期）を定めることとなっています。

（1）教育・保育の提供区域

各市町村が、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育を提供するための区域を定めるものです。

（2）量の見込みと確保方策

国が示す基本指針や量の見込みの算出等の考え方などに基づき、各市町村が地域における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するとともに、各年度の児童数を推計するなどし、これらを踏まえた「量の見込み」と、これに対応した教育・保育等の「確保方策」を定めるものです。

2 教育・保育の提供区域の設定

本市の教育・保育の提供区域の設定については、利用者の視点に立ち、地域ごとのニーズを踏まえ、需要調整を行うことを前提とした上で、地理的な特殊性等を勘案し、市全域（1区域）を教育・保育の提供区域として、全体のバランスを取りながら施策展開を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

・幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	人	460	437	423	407	406
②確保の内容 (幼稚園・認定こども園)	人	348	348	348	348	348
③私学助成型幼稚園 (新制度未移行)	人	260	260	260	260	260
②+③-①	人	148	171	185	201	202

・幼児期の保育【保育所・認定こども園】（2・3号認定）

	単位	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号
①量の見込み (必要利用定員総数)	人	1,047	699	994	698	963	695	925	690	923	684
② 確保の 内容	保育所・ 認定こども園	人	1,186	739	1,174	739	1,174	739	1,174	739	1,174
	地域型保育事業	人		64		64		64		64	
③地域単独事業 (認証保育所)	人	28	44	28	44	28	44	28	44	28	44
②+③-①	人	167	148	208	149	239	152	277	157	279	163

4 地域子ども・子育て支援事業

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	基本型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーションこころの				
	こども家庭センター型	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
		設置場所	-	子育てステーションこころの				
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み		人	774	760	746	725	717
	確保の内容		人	774	760	746	725	717
			箇所	15	14	14	14	14
学童クラブ (1~6年生)	量の見込み		人	1,188	1,184	1,181	1,180	1,179
	1年生		人	417	416	415	414	414
	2年生		人	360	359	358	358	358
	3年生		人	242	241	241	241	240
	4年生		人	120	119	119	119	119
	5年生		人	37	37	36	36	36
	6年生		人	12	12	12	12	12
	確保の内容		人	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
			箇所	11	11	11	11	11
	確保の内容	学校数	校	10	10	10	10	10
		設置箇所数	箇所	10	10	10	10	10
		事業量 (市内小学校の整備状況)	%	100	100	100	100	100
		校内交流型実施箇所数	箇所	10	10	10	10	10
		校内交流型の目標事業量	%	100	100	100	100	100
子育て短期支援事業	量の見込み		人/日	729	893	1,057	1,171	1,299
	確保の内容		人/日	729	893	1,057	1,171	1,299
			箇所	8	8	8	8	8
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	訪問件数	件	382	381	378	375	374
		訪問率	%	100	100	100	100	100
	確保の内容		-	実施体制：保健師・助産師3人 実施機関：こども家庭センター				
児童虐待防止対策	養育支援訪問	量の見込み	件	325	317	367	383	397
		確保の内容	件	325	317	367	383	397
	要保護児童対策地域協議会	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
		実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
子育て世帯訪問支援事業	確保の内容	個別ケース検討会議回数	回	53	61	68	70	77
	量の見込み	訪問件数	件	61	58	58	48	48
	確保の内容		-	実施体制：委託 実施主体：こども家庭センター				
地域子育て支援拠点事業	量の見込み（大人の数）		人/回	11,490	11,888	12,139	12,453	12,512
	確保の内容		人/回	11,490	11,888	12,139	12,453	12,512
			箇所	5	5	5	5	5

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業	幼稚園在園児対象の預かり保育事業	量の見込み	人/日	21,725	22,333	22,958	23,601	24,262
		確保の内容	人/日	21,725	22,333	22,958	23,601	24,262
		箇所	5	5	5	5	5	5
	1号認定による利用	量の見込み	人/日	5,689	5,848	6,012	6,180	6,353
		確保の内容	人/日	5,689	5,848	6,012	6,180	6,353
	1号(新2号)認定による利用	量の見込み	人/日	16,036	16,485	16,946	17,421	17,909
		確保の内容	人/日	16,036	16,485	16,946	17,421	17,909
	その他の一時預かりの事業	量の見込み	人/日	667	659	653	644	638
		確保の内容	人/日	667	659	653	644	638
		箇所	15	15	15	15	15	15
	保育施設等	量の見込み	人/日	176	172	168	164	160
		確保の内容	人/日	176	175	174	172	171
		箇所	14	14	14	14	14	14
	一般型	量の見込み	人/日	491	487	485	480	478
		確保の内容	人/日	491	487	485	480	478
		箇所	1	1	1	1	1	1
病児・病後児保育事業	量の見込み		人/日	600	542	475	432	394
	確保の内容		人/日	600	542	475	432	394
	箇所		1	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児	量の見込み	人/日	578	622	666	697	732
		確保の内容	人/日	578	622	666	697	732
	1~4年生	量の見込み	人/日	372	386	400	410	421
		確保の内容	人/日	372	386	400	410	421
	5~6年生	量の見込み	人/日	199	213	227	237	249
		確保の内容	人/日	199	213	227	237	249
	確保の内容	設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		提供会員数	人	200	202	204	206	208
		両方会員数	人	13	13	13	13	13
妊婦健康診査	量の見込み	受診券配付人数	人	381	378	375	374	373
		受診回数	回	6,161	6,143	6,094	6,048	6,032
	確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関、産婦人科を掲げる医療機関、東京都助産師会に所属している助産院				
		実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関等				
		検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容				
		実施時期	-	受診票交付の日から出産の日まで				
産後ケア事業	量の見込み		人/日	800	950	1,050	1,200	1,300
	確保の内容		箇所	実施型：宿泊型・通所型・訪問型				
				実施委託	実施委託	実施委託	実施委託	実施委託
				4	5	6	7	8

5 教育・保育の一体的提供及び推進方策

認定こども園への移行支援、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進、教育・保育施設と小学校等の連携に取り組みます。

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る基本的な考え方

○子ども・子育て支援新制度へ移行した平成27年度を基点とした市内の既存施設に関しては、運営事業者と相談しながら、希望を踏まえて支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方、推進方策

○あきる野市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを支援するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図ります。

○教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）、地域型保育事業及び地域単独事業を行う者、小学校等の連携を進めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付については、引き続き公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、実施していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

第3期計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが 希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向け、府内の関係各課、関係機関・団体と連携を図りながら、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組みます。

2 進捗状況の管理

P D C Aサイクルの考え方に基づいて、事業の実施状況を年度ごとに点検・評価を実施し、「あきる野市子ども・子育て会議」で調査・審議を行い、施策の改善に努めます。

3 第3期計画におけるアウトカム指標による評価

第3期計画に掲げた取組を評価するに当たり、計画全体の事業成果による評価（アウトカム評価）を実施します。

るのキッズWeb
子育て支援情報をご覧いただけます



コードを読み取りアクセス

るのキッズアプリ
子育て支援情報をご覧いただけます
子育てに関する通知を受け取ることができます



コードを読み取りダウンロード

第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画【概要版】

発行：令和7年3月 編集：あきる野市 こども家庭部 こども政策課
〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
TEL：042-558-1111（代表）